

在宅患者訪問薬剤管理指導

居宅療養管理指導（介護予防を含む）

実施のご案内

1. 提供するサービスの種類

- 在宅患者訪問薬剤管理指導（医療保険対応）
- 居宅療養管理指導（介護保険対応）
- 介護予防居宅療養管理指導（介護保険対応）

薬剤師による“在宅患者訪問管理指導”とは、介護認定を受けていない患者様が、“居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導”とは、要介護または要支援認定を受けた患者様が、お薬を安心して安全に使用していただくために、医師の指示に基づいて行う薬剤師の訪問サービスです。

薬剤師がご自宅や施設に訪問し、お薬をお渡しするとともに、お薬の効果や使用上の注意などの説明を行います。また、服薬状況や薬による身体への影響を継続的に確認し、他の医療・介護従事者と連携しながら、お薬に関する問題を解決するお手伝いをいたします。

2. 営業日及び営業時間

平日：9時～19時 ・ 土曜日：9時～13時

定休日：日曜日・祝日・年末年始

注：なお、緊急時には上記の時間に限りません。

3. 利用料金

- 在宅患者訪問薬剤管理指導については調剤報酬に基づく所定の料金をいただきます。
- 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導については介護報酬に基づく所定の料金をいただきます。
- 訪問時には別途自費で交通費をいただきます。